

番号:130842

国名:タンザニア

担当:タンザニア事務所

案件名:ASDP事業実施監理能力強化計画プロジェクトフェーズ2 中間レビュー調査(評価分析)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務:評価分析
- (2) 格付:3~4号
- (3) 業務の種類:調査団参団

### 2. 契約予定期間:

- (1) 全体期間: 2013年10月上旬から2013年11月上旬まで
- (2) 業務M/M: 国内 0.50M/M、現地 0.53M/M、合計 1.03M/M
- (3) 業務日数 準備期間 派遣期間 整理期間  
5 16 5

### 3. 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル:正1部写5部
- (2) 見積書:正1部
- (3) 提出期限:9月11日(12時まで)
- (4) 提出場所:調達部受付(JICA本部1F)

### 4. プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針:
    - 1) 業務方針の的確性 3点
    - 2) 業務方法の整合性、現実性等 6点
    - 3) 当該業務実施上のバックアップ体制 1点
  - (2) 業務従事者の経験能力等:
    - 1) 類似業務<sup>注1)</sup>の経験 45点
    - 2) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域<sup>注2)</sup>での業務経験 9点
    - 3) 語学力<sup>注3)</sup> 18点
    - 4) その他学位、資格等 18点
- (計100点)

注1)類似業務:各種評価調査

注2)対象国/類似地域:タンザニア/全途上国

注3)語学の種類:英語

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等:  
本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。
- (2) 必要予防接種:なし

## 6. 業務の背景

タンザニアにおいて、農業セクターは GDP の約 4 分の 1 及び総輸出額の 2 割程度を占め、人口の 8 割以上が従事する重要なセクターである。タンザニアは比較的豊富な水資源を有しているが、灌漑面積は灌漑ポテンシャル(2,920 万 ha)の約 1%強(2009 年:33 万 ha)にとどまっており、現在も天水依存型の自給自足的農業(主要作物:メイズ・コメ)が主流を占め、生産性の低い不安定な農業生産が行われている。

第 3 次貧困削減戦略である「成長と貧困削減のための国家戦略(National Strategy for Growth and Reduction of Poverty II(スワヒリ語で「MKUKUTA II」))」(2010/11 年度から 5 年間)では、経済成長と貧困削減を目標に包括的な取り組みを推進している。その中で農業セクターは、貧困層の所得向上、農村地域での成長促進への潜在力、輸出潜在力の強化等の観点から成長ドライバーの中心であるとともに、包括的、持続的で雇用促進的な成長を通じて所得貧困の削減に貢献するものと位置付けられている。具体的な取り組みとしては、天水依存型農業からの脱却に向けた灌漑開発や農村道路への支援等のインフラ開発、民間セクターの参画を通じた農業の近代化及び商業化(小・中・大規模とも)を重視し、優先課題として、①インフラ整備、②灌漑インフラ整備、③農村金融・普及サービスの強化、④投資促進のためのインセンティブ、⑤知識・知見と情報の共有、⑥加工・付加価値化の推進、⑦農産物の輸出入の促進の 7 分野を挙げている。これらを通じて、2009 年に 2.7%にとどまった農業セクターの成長率を 2015 年に 6.0%に上げる数値目標を掲げている。

タンザニアにおいては 1990 年代後半よりセクター全体の開発をドナー間で協調して進めるセクター・ワイド・アプローチ(Sector Wide Approaches: SWAp)の議論が加速化し、2000 年に農業セクターにおいても SWAp 導入の方向性が決定した。その後、2001 年に今後の農業セクターの方向性をまとめた「農業セクター開発戦略(Agricultural Sector Development Strategy: ASDS)」を、2003 年に農業セクターリード省庁(Agricultural Sector Lead Ministries: ASLMs)による ASDS の実施枠組みである「農業セクター開発プログラム(Agricultural Sector Development Programme: ASDP)」を策定した。さらに、ASDP バスケット・ファンドに係る制度設計、ASDP の実施体制の確立等を行い、タンザニア政府及び日本政府を含む支援ドナーによる ASDP バスケット・ファンド設立に係る MoU 署名(2006 年 6 月)を経て、2006 年 7 月より ASDP を開始した。

ASDP は、農業の生産性・収益性向上、農家所得の向上の実現に向けて、農家が農業知識や技術、市場制度、インフラなどを利活用できるようにすること、また、そのための政策・制度環境を改善することを目指す 7 年間のプログラム(2006 年～2013 年)である。その達成に向けて、①農家のキャパシティ向上(慢性的な食料不足に陥っている人々を含む)、②農家のニーズに合った官民による農業サービス(研究・普及)への転換、③公的なインフラ投資の質・量の両面での改善、④マーケティングの改善、の 4 つを相互補完的な取り組みの柱としている。

地方分権化の流れに沿い、ASDP バスケット・ファンドの 75%は毎年各県(計 167 県)が策定する「県農業開発計画(District Agricultural Development Plan: DADP)」に沿った開発予算に配分され、残りの 20%は中央の ASLMs へ、5%は HIV/AIDS、環境などの横断的な事項へ配分されている。タンザニア政府は、ASDP の効果を的確に把握するために、2006 年 12 月にモニタリング・評価作業部会(以下、M&E 作業部会)を立ち上げ、ASDP におけるモニタリング・評価の制度枠組みを策定した。JICA は 2008 年 3 月から 2011 年 3 月まで技術協力プロジェクト「ASDP 事業実施監理能力強化計画プロジェクト」(フェーズ 1)を実施し、モロゴロ州・ドドマ州の試行対象(4 県)において村・郡から県、州を経て中央政府に至る農業データの報告制度である「農業データ定期報告制度(Agricultural Routine Data System: ARDS)」を構築した。その成果を踏まえて、現在フェーズ 2(本プロジェクト)を実施中で、ARDS の全国展開にかかる支援を行っている。

今回実施の中間レビュー調査では、本プロジェクトの目標達成度や成果等を分析するとともに、プロジェクトの残り期間の課題及び今後の方向性について確認し、合同中間レビュー報告書に取りまとめ、合意することを目的とする。

なお、本中間レビューの実施方針は以下のとおりである。

- (1)PDM 及び活動計画に基づき、プロジェクトの投入実績、活動実績、成果の達成状況について確認する。
- (2)調査実施時点までのプロジェクトの発現効果を確認するとともに、事業実施上の課題及び問題点を抽出する。
- (3)評価 5 項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、自立発展性)の観点から、タンザニア国側レビューメンバーとともに合同で中間レビューを行う。
- (4)上記(3)のレビュー結果に基づき、プロジェクト後半に向けた、提案、提言を抽出する。
- (5)上記(1)から(4)のレビュー結果に基づいて、タンザニア国側レビューメンバー、プロジェクト専門家及びタンザニア国プロジェクト側関係者と協議の上、必要に応じて PDM の改訂を行う。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、「新 JICA 事業評価ガイドライン第 1 版」に沿って、プロジェクトの当初計画と活動実績、計画達成状況、評価 5 項目を確認するために、必要なデータ・情報を収集・整理し、分析する。具体的担当事項は次のとおりとする。

### (1) 国内準備期間 (2013 年 10 月上旬～中旬)

ア 既存の文献・報告書等(要請書、フェーズ 1 報告書、事業進捗報告書、業務完了報告書、専門家報告書、活動実績資料等)をレビューし、要請背景・内容を把握するとともに、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)・実施プロセスを整理・分析する。

イ 既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 5 項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し評価グリッド(案)(和文・英文)を作成する。また、既存のデータ・情報と現地で入手・検証すべき情報を整理する。

ウ 評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P 機関、他タンザニア国関係機関、関係機関(他ドナー等)に対する質問票(案)(和文・英文)を作成する。

エ 国内で収集可能なデータを整理・分析する。

オ 対処方針会議等に参加する。

### (2) 現地派遣期間 (2013 年 10 月中旬～10 月下旬)

ア JICA タンザニア事務所、プロジェクト専門家等との打合せに参加する。

イ プロジェクト関係者に対して、「新 JICA 事業評価ガイドライン第 1 版」に基づいた評価手法について説明を行う。

ウ タンザニア国 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収・整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)・活動プロセス等に関する情報・データの収集・整理を行う。

エ 上記ウで収集した情報・データを分析し、プロジェクト実績の貢献要因及び阻害要因を抽出する。

オ 国内準備作業及び上記ウ、エで得られた結果をもとに、他団員及びタンザニア国 C/P とともに評価 5 項目の観点から評価を行い、合同評価報告書(案)(英文)の作成に協力する。

カ 調査結果や他団員及びタンザニア国 C/P からのコメント等を踏まえた上で、必要に応じて PDM 及び PO の修正案(和文・英文)の作成に協力する。

キ 合同評価報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版の作成に協力する。

ク 協議議事録(M/M)(英文)の作成に協力する。

ケ 担当分野に係る現地調査結果を JICA タンザニア事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2013 年 10 月下旬～11 月上旬)

ア 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)の作成に協力する。

イ 帰国報告会に出席し、担当分野に係る報告を行う。

ウ 担当分野の調査結果を取りまとめ、中間レビュー調査報告書(案)(和文)の作成に協力する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおりです。

なお、本契約における成果品は(1)～(3)のすべてとします。

(1) 評価報告書(英文)

(2) 担当分野に係る中間レビュー調査報告書(案)(和文)

(3) 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)

上記(1)～(3)については、電子データをもって提出することとします。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約見積書作成の手引き」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します(見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には 0 円と記載下さい)。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

1) 現地業務日程

機構職員の現地調査期間は 2013 年 10 月 12 日～2013 年 10 月 27 日を予定しています。本業務従事者は、機構職員の現地調査期間と同期間での現地調査を予定しています。なお、現地調査において、地方自治体(2 箇所程度)を訪問し、関係者からのヒアリングを実施する予定です。

2) 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ・総括(JICA)
- ・協力企画(JICA)
- ・評価分析(コンサルタント)

3) 便宜供与内容

当機構タンザニア事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ① 空港送迎  
あり
- ② 宿舎手配  
あり

- ③ 車両借上げ  
全行程に対する移動車両の提供(機構職員等と同乗することとなります。)
- ④ 通訳備上  
なし
- ⑤ 現地日程のアレンジ  
現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及び専門家及びC/Pの同行
- ⑥ 執務スペースの提供  
プロジェクトオフィス内の執務スペース提供

(2) 参考資料

- 1) 本業務に関する資料は、農村開発部乾燥畑作第1課(Tel.03-5226-8428)にて閲覧が可能です。
- 2) 本業務に関する資料は、当機構図書館のウェブサイトでも公開されています。

(3) その他

- 1) 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上